

路上生活者緊急一時保護事業実施要綱

平成22年7月20日特別区福祉主管部長会決定
平成25年3月18日特別区福祉主管部長会改正
平成27年3月17日特別区福祉主管部長会改正
令和5年8月22日特別区福祉主管部長会改正
令和6年3月25日特別区福祉主管部長会改正

(目的)

- 第1 この要綱は、路上生活者対策事業実施大綱(以下「大綱」という。)に基づき実施する路上生活者緊急一時保護事業(以下「緊急一時保護事業」という。)に関し、必要な事項を定める。
- 2 この要綱上の路上生活者対策事業については、自立支援センター事業と称することができる。

(定義)

- 第2 この要綱において次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めるところによる。

路上生活者：特別区内の道路、公園、河川、駅等の公共の空間で日常生活を送っている者で、日本国籍を有する者、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に該当する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める法定特別永住者、難民の地位に関する条約(昭和56年条約第21号)第1条又は難民の地位に関する議定書(昭和57年条約第1号)の規定による難民をいう。

福祉事務所：各特別区において、大綱に基づき実施する各事業を所管する部署をいう。

福祉事務所長：前号に定める部署の長をいう。

実施施設：緊急一時保護事業を実施する大綱第4に定める路上生活者対策施設をいう。

自立支援住宅：大綱第2第1項3号イの規定により利用者に地域生活移行のための自立生活訓練の場として提供する住宅設備(実施施設への入所が難しい者(女性、性的マイノリティ等)に提供する緊急一時保護事業のための住宅設備を含む。)をいう。

事業運営協議会：大綱第7に基づき、路上生活者対策施設の管理及び路上生活者対策事業の運営を円滑に行うため設置する「路上生活者対策事業運営協議会」をいう。

施設長：緊急一時保護事業の管理運営責任者をいう。

委託法人：緊急一時保護事業の実施を委託された法人をいう。

(緊急一時保護事業の内容)

- 第3 緊急一時保護事業では、宿泊援護、相談及び指導、その他健康診断、健康回復の支援を実施する。
- 2 宿泊援護の内容は、次のとおりとする。
- 宿所及び生活設備の提供
 - 食事及び入浴の提供
 - 衣類及び日用生活用品の提供
 - その他保健衛生や娯楽等のサービス提供
- 前各号のほか、自立支援住宅において緊急一時保護事業を実施する場合は、以下の支援を行う。
- ア 自立支援住宅設備及び生活用具の提供
 - イ 日常生活状況の把握及び指導の実施
 - ウ 通所指導
- 3 相談及び指導の内容は、次のとおりとする。
- 生活相談及び日常生活管理指導
 - 健康の維持・回復等の相談及び健康管理指導
 - その他の相談
- 4 健康診断のほか、必要に応じて通院等による健康回復の支援を行う。
- 5 前各項に掲げるもののほか、東京都と特別区が必要と認める支援を行うことができる。

(アセスメント)

- 第4 施設長は、利用者の実情に応じた社会復帰を支援するため、利用者の意欲、能力、希望、心身の健康状態等の把握及び評価(基礎アセスメント)を行う。
- 2 施設長は、基礎アセスメントを行うにあたり、医師、職業相談員、心理相談員等の意見を聴取するとともに、評価アセスメント会議を行うものとする。
- 3 施設長は、福祉事務所長が大綱に基づき実施する路上生活者自立支援事業(以下「自立支援事業」という。)の利用承諾及び緊急一時保護事業終了後の処遇決定に資するため、アセスメント結果を福祉事務所長に報告するものとする。

(緊急一時保護事業の実施)

- 第5 第3及び第4の支援を行うにあたって、委託法人は福祉事務所、保健所、及び協力医療機関等の関係機関と連絡を密にしながら進めるものとする。
- 2 前項の関係機関は、委託法人の行う支援に、十分協力するものとする。
- 3 東京都と特別区は、協力して協力医療機関を確保する。
- 4 実施施設及び自立支援住宅(以下「施設」という。)の管理及び東京都が確保調整する自立支援住宅の借上げ並びに設備備品の管理は、基本的に委託法人において行う。

(利用対象者)

第6 緊急一時保護事業の利用対象者は、特別区内の路上生活者及び路上生活になるおそれのある者とする。

(利用期間)

第7 利用者が緊急一時保護事業を利用できる期間は、原則として2週間以内とする。ただし、福祉事務所長は、施設長の意見により延長する必要があると認めるときは原則2週間を限度に利用を延長することができる。

(利用の手続き等)

第8 緊急一時保護事業を利用しようとする者は、福祉事務所長に、直接又は施設長を経由して利用申込をしなければならない。

- 2 利用申込を受けた福祉事務所長は、利用申込者について状況を調査し、利用対象者であると認めたときは、次の各号のいずれかに該当すると認める場合のほかは、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく支援決定を踏まえ、利用を承諾するものとする。

生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活保護受給者に該当すると認められるとき

緊急一時保護事業の利用定員に達しているとき

緊急一時保護事業を利用した後、別に定める期間を経過しないとき

その他、緊急一時保護事業の運営上支障があると認められるとき

(利用承諾の解除)

第9 福祉事務所長は、第7に規定する利用期間が終了したとき、生活困窮者自立支援法による支援の対象とならなくなったとき及び自立支援事業の利用又は利用者の居住場所が確保されたときは、利用の承諾を解除する。

- 2 前項にかかわらず、福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当する利用者について、施設長の報告に基づき利用の承諾の解除をすることができる。

長期間の入院等により治療が必要と認められるとき

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める感染症と認められるとき

第11に規定する利用者の遵守事項に著しく違反したとき

- 3 福祉事務所長は、前項の規定により利用の承諾を取り消す場合は、施設長と協議するものとする。

(利用者負担)

第10 この要綱に基づき委託法人が実施する緊急一時保護事業については、利用者負担を求めない。

(利用者の遵守事項)

第 1 1 利用者は次の事項を遵守するものとする。

施設内において実施する生活相談及び指導、健康診断、アセスメントの実施に協力し、生活習慣や健康の回復に努力すること

福祉事務所長及び施設長の指導にしたがい社会復帰に努力すること

医師等の指示に基づかない薬物を使用しないこと

酒類を飲まないこと

無断で外出又は外泊したり、施設内に部外者を立ち入らせないこと

けんか口論をしないこと

施設内にみだりに印刷物を掲示しないこと

施設内に危険物を持ち込まないこと

施設内の設備や物を壊したり、施設外に持ち出さないこと

指定された場所以外で、火気使用及び喫煙をしないこと

収入が発生する場合は、施設長に申告すること

金銭の貸借をしないこと

浪費をつつしみ、賭け事をせず、預貯金に努めること

共同生活の場の清潔と秩序維持に必要な職員の指示に従うこと

その他、施設長が定める事項を遵守すること

2 第 3 第 2 項第 5 号により自立支援住宅において緊急一時保護事業を利用する者は、前項に定める遵守事項のほか、次の事項を遵守しなければならない。

自立支援住宅が存する地域のルールに従い、近隣住民に対し迷惑になるような行為をしないこと

自立支援住宅の内外を清潔に保つこと

(施設長の責務等)

第 1 2 施設長は、利用の承諾がされた者につき、正当な理由なくその利用を拒んではならない。

2 施設長は、常に、利用者の心身の健康回復や社会復帰に向けた自立を支援し、適切な指導を行う。

3 施設長は、アセスメントを実施するとともに、利用者の自立に向けての取組状況を常に把握し、福祉事務所長に報告しなければならない。

4 施設長は、第 4 に定める評価アセスメント会議を行うとき、第 9 に定める利用承諾の解除を伴う協議を行うとき及びその必要があるときは、福祉事務所職員の参画を得るものとする。

5 施設長は、第 3 第 2 項第 5 号の支援にあたり、あらかじめ訪問相談支援業務計画を策定するとともに、その必要な体制を確保しておかなければならない。

6 施設長は、前項に定める訪問相談支援業務計画の策定にあたっては、ブロック別協議会等において福祉事務所長と協議しなければならない。

- 7 施設長は、利用者について、第9第1項又は第2項に該当する事由が生じたと認めるときは、速やかに福祉事務所長に報告するとともに、利用承諾の解除を求めることができる。

(委託法人の責務等)

- 第13 委託法人は、緊急一時保護事業を実施するにあたって、施設の適正な管理に努めるとともに、施設の機能維持に必要な修繕及び法令に定める点検業務などの責務を負う。
- 2 委託法人は、緊急一時保護事業を実施するにあたって、相談記録ほか利用者に関する台帳及び経理に関する帳簿等必要な書類を備えなければならない。
- 3 委託法人は、緊急一時保護事業に関する会計経理を明確にして管理しなければならない。
- 4 委託法人は、毎月及び緊急一時保護事業終了時、緊急一時保護事業の運営に関し速やかに事業運営協議会に報告するものとする。

(職員)

- 第14 委託法人は、緊急一時保護事業を実施するため、自立支援施設職員配置基準に基づき、施設長、事務員、指導員、相談員、医師、看護師、その他必要と認められる職員を置かなければならない。
- 2 前項の職員については、施設長を除き、緊急一時保護事業の運営に支障を生じない範囲で非常勤職員とすることができる。
- 3 職員の配置基準は、事業運営協議会が協議のうえ、別に定める。

(委任)

- 第15 この要綱に定めるもののほか、この要綱に必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年10月10日から施行する。

附 則 (平成20年2月29日特別区厚生部長会決定)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 路上生活者緊急一時保護事業要綱(平成15年10月10日付、以下「旧要綱」という。)は、平成20年3月31日をもって廃止する。
- 3 この要綱の施行時において、旧要綱により緊急一時保護事業の利用承諾を得ているものについては、なお、従前の例による。

附 則（平成 22 年 7 月 20 日特別区福祉主管部長会決定）

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 ブロック、第 4 ブロック及び第 5 ブロックにおける緊急一時保護事業については、当分の間、従前の例により実施するものとする。

附 則（平成 25 年 3 月 18 日特別区福祉主管部長会決定）

平成 22 年 7 月 20 日付特別区福祉主管部長会決定にかかる附則ただし書きは、すべての緊急一時保護センターの事業終了に伴い、平成 25 年 2 月 1 日付で廃止する。

附 則（平成 27 年 3 月 17 日特別区福祉主管部長会決定）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 22 日特別区福祉主管部長会決定）

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 施行日以前に実施する緊急一時保護事業については、改正前の要綱を適用するものとする。ただし、可能な限り改正後の要綱を遵守するものとする。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日特別区福祉主管部長会決定）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日以前に緊急一時保護事業の利用承諾された者については、改正前の要綱を適用するものとする。
- 3 令和 5 年 8 月 22 日特別区福祉主管部長会決定にかかる附則第 1 項を令和 6 年 4 月 1 日から施行すると改正する。